

- ①令和2年特決第858号 令和2年3月31日公訴提起 同月13日勾留
 ②令和2年特決第1327号 令和2年6月15日公訴提起 同年5月28日勾留
 (刑事第13部係属)

勾 留 執 行 停 止 決 定

被告人 相嶋 静夫

昭和23年 [REDACTED] 生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年1月27日、主任弁護人小林貴樹、弁護人高田剛、同鄭一志、同河村尚及び同瀬川慶から勾留執行停止の申立てがあったので、検察官の意見を聴いた上、令和2年12月14日午後3時から令和3年6月7日午後3時まで勾留の執行を停止する。

釈放後は、次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは本決定を取り消されることがある。

指 定 条 件

- 被告人は、次の(1)ないし(3)のいずれかの場所に在所しなければならない。
 - (1) [REDACTED] 被告人方
 - (2) [REDACTED] 病院
 - (3) [REDACTED] 室
- 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない(出頭できない正当な理由があるときは、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。)
- 被告人は、本件事件関係者(被告人の二男である相嶋 [REDACTED] を除く。)に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない。
- 被告人は、勾留執行停止期間中、被告人の妻である相嶋 [REDACTED] の監督に従わなければならない。

令和2年12月9日

東京地方裁判所刑事第14部

裁 判 官 本 村 理 絵



これは原本である。

同部 同庁
 裁判所書記官

